

## 方面ウラン残土の措置に関する協定書

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）、鳥取県東伯郡三朝町（以下「丙」という。）及び文部科学省（以下「丁」という。）は、甲が行ったウラン探鉱により発生した捨石等がたい積されている鳥取県東伯郡湯梨浜町大字方面地内の土地（以下「方面たい積場」という。）に所在する当該捨石等のうち、確定した鳥取地裁判決により撤去を命じられている捨石等（以下「ウラン残土」という。）を、乙が所有する鳥取県東伯郡三朝町大字木地山字内札谷 1 2 4 0 番 4 の土地（以下「本県有地」という。）に甲が搬出すること等に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

### （ウラン残土の撤去）

第 1 条 甲は、「方面掘削土の措置について」（平成 1 8 年 5 月 2 0 日付 1 8 原機（峠）0 3 1）に添付した「方面掘削土の措置計画書」（以下「計画書」という。）に記載したところに従って、ウラン残土を掘削し、平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日までに、その全量を方面たい積場から撤去する。

### （本県有地への搬入）

第 2 条 甲は、前条の規定により方面たい積場から撤去したウラン残土を本県有地に直接搬入する。

### （本県有地の貸付）

第 3 条 乙は、甲が撤去したウラン残土を搬入し、計画書に記載した施設の用地として使用するための土地として、平成 2 4 年 6 月 3 0 日まで本県有地を甲に貸し付ける。  
2 甲及び乙は、前項及び次条に規定する事項を含め、本県有地の貸付けに関し必要な事項については、別に締結する貸付契約において定める。

### （本県有地の使用）

第 4 条 甲は、本県有地の貸付けを受けた後、本県有地を計画書に記載したところに従って使用する。  
2 甲は、前項の規定による本県有地の使用（以下「土地使用」という。）に当たり、現在本県有地と一体的に植林地として利用されている他の県有地（当該県有地の利用に必要な林道を含む。）の利用に支障を及ぼしてはならない。

### （環境監視）

第 5 条 甲は、土地使用に当たっては、乙及び丙と協議して定める環境監視計画に基づいて周辺環境の測定を行い、その結果を乙及び丙に報告する。  
2 甲は、前項の規定による測定の結果、周辺環境に影響が生じ、又はそのおそれがあると甲、乙又は丙が認めるときは、当該影響又はそのおそれを除去するため、乙及び丙に協議の上、必要な措置を講ずる。

### （状況報告）

第 6 条 甲は、乙又は丙の求めに応じ、前各条に定めるところによるウラン残土の取扱い（以下「残土処理」という。）の状況を、乙及び丙に報告する。

### （指導）

第 7 条 丁は、甲による残土処理が円滑・適正に行われるよう、甲を指導する。

### （その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たり疑義が生じた場合については、その都度甲、乙、丙及び丁が誠意を持って協議して解決する。

この協定の成立を証するため本書 4 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 1 8 年 5 月 3 1 日

甲 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 4 9  
独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目 2 2 0 番地  
鳥取県  
鳥取県知事

丙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 9 9 9 番地 2  
三朝町  
三朝町長

丁 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
文部科学省  
文部科学大臣